

議案第 18 号

小城市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市民図書館条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 25 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市民図書館小城館の開館時間の変更に伴い規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則

小城市民図書館条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「小城館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市民図書館条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第25号）の一部改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小城市民図書館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年 3月 1日 教育委員会規則第25号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成20年 3月18日教委規則第7号 平成27年 4月 1日教委規則第9号</p> <p>（開館時間）</p> <p>第6条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時まで（小城館及び三日月館にあっては、金曜日のみ午前10時から午後7時まで）とする。ただし、次に掲げる日にあっては、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>（1） 日曜日及び土曜日</p> <p>（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項及び第3項に規定する休日（以下「祝日」という。）のうち、こどもの日及び文化の日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。</p>	<p>○小城市民図書館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年 3月 1日 教育委員会規則第25号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成20年 3月18日教委規則第7号 平成27年 4月 1日教委規則第9号</p> <p>（開館時間）</p> <p>第6条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時まで（小城館及び三日月館にあっては、金曜日のみ午前10時から午後7時まで）とする。ただし、次に掲げる日にあっては、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>（1） 日曜日及び土曜日</p> <p>（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項及び第3項に規定する休日（以下「祝日」という。）のうち、こどもの日及び文化の日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。</p>